

清涼飲料水の規格基準改正に係る 部会審議の概要及び本日の審議事項

I 現状と経緯

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。）の各条において規定される「清涼飲料水」については、現行、成分規格、製造基準及び保存基準が定められており、その中で、

- ・ミネラルウォーター類（「水のみを原料とする清涼飲料水」と定義）
- ・冷凍果実飲料
- ・原料用果汁
- ・ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水

の区分により、それぞれ規格基準が定められている。

このうち、「ミネラルウォーター類」及び「ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水」にあつては、製造基準において原水の基準が定められており、それぞれ、平成6年当時のナチュラルミネラルウォーターに関するコーデックス・ヨーロッパ地域食品規格、平成5年当時の水道法の水質基準を引用して項目及び基準値が設定されている。

これまでのコーデックス委員会におけるナチュラルミネラルウォーター等の規格の設定及び我が国の水道法の水質基準改正の動きを受け、当部会で、清涼飲料水に係る規格基準の改正について審議が行われた結果、以下の結論を取りまとめた。

II 平成22年12月14日 食品規格部会の結論

- (1) 現行の「ミネラルウォーター類」を、殺菌・除菌の有無で2つに区分し、「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）」とする。
- (2) 原水基準及び成分規格の取扱いに関し、
 - ① 「ミネラルウォーター類」の原水基準は微生物基準を除き廃止し、成分規格に統一する。その際、「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」の成分規格は、現行の「ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水」の原水基準26項目及び清涼飲料水一般の成分規格をもとに、平成15年に食品安全委員会に評価を依頼した物質のうち、食品安全委

員会での評価が終了し、かつ、水道法水質基準等の見直しの検討が終了した物質について、これまでの部会で審議した方針に従って成分規格に設定する項目の選定及び基準値の設定等を行う（資料1-3）。

- ② また、「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）」の成分規格は、現行の「ミネラルウォーター類」の原水基準18項目をもとに、原則としてコーデックスのナチュラルミネラルウォーター規格に準拠して成分規格に設定する項目の選定及び基準値の設定等を行う（資料1-4）。
- ③ 性状関連項目については、水の性状の観点からの評価値に基づき基準値等が設定されている項目については、原則として成分規格の項目として選定しないこととし、成分規格への移行に合わせてこれらの基準は削除する方向で、食品安全委員会の意見を聴く。
- ④ 「ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水」については、水以外の原料も使用して製造されることから、原水基準と成分規格の双方を規定する。この場合の「原水」とは、水源から取水した時点の水ではなく、その製造において原料として用いる時点の水をいうことから、「原料として用いる水」に改めるとともに、これには「水道水」の他、「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」又は「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）」の規格基準に適合する水とする。
- ⑤ 「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」及び「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）」の原水の微生物基準については、泉源の衛生性を示す指標となることから、これを削除して成分規格のみの規制とすることは不相当であるため、それぞれの現行の微生物基準（2項目及び5項目）を維持する。
- ⑥ 分析技術の進歩に迅速に対応し適宜分析法の修正を行うことを可能とするため、化学物質等について基準値が設定されているものについては、分析法を告示から削除し通知により示す。

(3) 「飲用適の水（食品製造用水）」の取扱いに関し、

- ① 「飲用適の水」の定義を、現行の「ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水」の製造基準から、食品一般の製造、加工及び調理基準において規定する。
- ② 「飲用適の水」の規定内容については、食品製造用水であることから、飲用を目的とする清涼飲料水の議論とは分け、現行の水道水及び「ミネラル

ウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水」の原水基準 26 項目を規定する。

III 審議事項

- (1) 前回部会以降、食品安全委員会の健康影響評価及び厚生科学審議会生活環境水道部会での検討が終了した化学物質等について、成分規格として追加すべき 7 項目について（資料 1－5）。
- (2) 前回部会以降、ワーキンググループにおいて再検討した 1 項目（pH 値）について（資料 1－6）。

pH 値は、水の性状の観点から設定されている性状関連項目であり、現行の清涼飲料水一般の成分規格や「ミネラルウォーター類」の原水基準に特段の基準を定めていない。また、ヒトへの健康影響関連としては、

- ①WHO の飲料水水質ガイドラインで、飲料水の範囲での健康影響は示されていないこと。
- ②WHO の飲料水水質ガイドラインで、配水システム（水道）の腐食性からガイドライン値が設定されたものであること。
- ③配水システムがない場合は、許容範囲はガイドライン値よりも広くなると付記されていることと、これまでに pH 値に起因した健康影響の報告事例も発生していない。このため、II (2)③に従い、「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」の成分規格においても pH 値は設定しないこととしてはどうか。

IV 今後の対応

清涼飲料水の規格基準の枠組変更及び当部会において了承された各々の成分規格等については、食品安全委員会の評価が確定後、所要の手続き終了後に告示の改正を行う。また、告示改正以後は、必要に応じて、逐次改正方式による規格基準の改正手続きを行う（資料 1－7）。

なお、成分規格設定に伴う試験法については、II (2)⑥の方針に従って、一部の試験法を除き、告示から削除し、通知にて示すこととする。